

令和4年第8回上里町議会定例会会議録第3号

令和4年12月8日（木曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第56号) 上里町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第57号) 上里町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第58号) 上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第59号) 上里町職員の降給に関する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第60号) 上里町職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第61号) 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 (町長提出議案第62号) 上里町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 (町長提出議案第63号) 上里町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 (町長提出認定第64号) 上里町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 (町長提出認定第65号) 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 (町長提出議案第66号) 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 (町長提出議案第67号) 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 (町長提出議案第68号) 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第20 (町長提出議案第69号) 工事請負契約の締結について
日程第21 (町長提出議案第70号) 上里町町道路線の廃止について
日程第22 (町長提出議案第71号) 令和4年度上里町一般会計補正予算
(第11号) について
日程第23 (町長提出議案第72号) 令和4年度上里町国民健康保険特別会計
補正予算(第2号) について
日程第24 (町長提出議案第73号) 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算
(第2号) について
日程第25 (町長提出議案第74号) 令和4年度上里町水道事業会計補正予算
(第4号) について
-

出席議員(13人)

1番 石井慎也君	2番 伊藤 覚君
3番 金子義則君	4番 戸矢隆光君
5番 高橋勝利君	6番 飯塚賢治君
8番 齊藤 崇君	9番 植原育雄君
10番 高橋正行君	11番 新井 實君
12番 沓澤幸子君	13番 高橋 仁君
14番 黛 浩之君	

欠席議員(1人)

7番 猪岡 壽君

説明のため出席した者

町 長 山下博一君	副町長 島田邦弘君
教育長 齊藤雅男君	総務課長 山下容二君
総合政策課長 坪本和馬君	税務課長 山田 隆君
くらし安全課長 間々田 亮君	町民福祉課長 亀田真司君
子育て共生課長 飯塚郁代君	健康保険課長 及川慶一君
高齢者いきいき課長 間々田由美君	道路整備課長 宮下忠仁君
産業振興課長 吉村貴文君	教育総務課長 望月 誠君

生涯学習課長 金 井 憲 寿 君

上下水道課長 根 岸 利 夫 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 神 村 輝 行

係 長 飯 塚 剛

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出議案第56号 上里町個人情報の保護に関する法律施行条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、町長提出議案第56号 上里町個人情報の保護に関する法律施行条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、議案第56号 上里町個人情報の保護に関する法律施行条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

個人情報保護制度の見直しのため、デジタル社会の形成をはかるための関係法律の整備に関する法律第50条並びに第51条によりまして、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、現在の個人情報保護条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させるため、本条例を提出するものでございます。

続きまして、概要につきまして御説明申し上げます。

各自治体ではこれまで、個人情報保護条例を制定し運用してまいりました。しかし、個人情報保護法の新法の運用に移行することに伴いまして、これを廃止し、個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に、第1条ですが、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、町の機関の範囲を明確に定めるものでございます。

第3条は、開示請求手数料は無料であること、開示に係るコピー代及び送料の実費費用は有料であること定めるものでございます。

第4条は、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する規定で、特に必要である場合、専門的な意見を聞くことができることを定めるものでございます。

最後に、附則についてですが、第1条で施行期日を定め、令和5年4月1日から施行するも

のいたします。

また、第2条では、旧条例の廃止、第3条で、廃止に伴う経過措置を定め、第4条にて、法律改正に伴う整合性をはかるため、上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例の一部改正、そして、第5条では、指定管理者の手續等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を定めるものでございます。

以上で、上里町個人情報の保護に関する法律施行条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） おはようございます。

1点質問させていただくんですけども、この大もととなっている法律の中では、今回仮名加工情報とか、あと行政に大きく関わる場所では、行政機関と匿名加工情報が盛り込まれています。そういうものについて、上里町、今提案されていますこの施行条例には何も触れられていないんですけども、上里町とすれば、こういう活用の提案を募集したり、募集に応じて、この事業者に加工していくという考えを持たないということでは捉えていいのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

仰せのとおり、仮名加工情報については2年度改正、今回3年度では、さらに匿名による情報の加工をしてできるというものでございます。

今回、法律の改正づくりとすれば、昨日御説明したとおりであるんですが、本法で定めているのは、このデジタル社会に対して、個人情報をいかに活用していくかということでございます。そのために官民が一緒になった法律となっております。官民を通じた情報を保護しながら活用ができる、そういう仕組みをつくっていくもので、特に医療分野なども匿名にして、データして研究資料にしたいとか、そういう形で使うことになっておりまして、本法で定めている内容、昨日御説明はいたしませんでしたが、当然、それは上里町もそういった加工をして提供していくことになります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 加工、募集をするかしないかというのは、自治体に任せられてくると思うんですね。それで、積極的に募集してほしくないとは私は思っているんです。名前を伏せたり、いろいろ加工して分からないようにするというふうには言っていますけれども、上里町ぐらいの人口だと、いろいろやっていると、何というんでしょうか、個人が特定されやすい、非常に。そして、それがどのように使われているかということを開示、開示というか、使われているか分からないから開示を求めるといことはなかなかしにくい。そういうふうになっていくわけですね。知らないうちに、どこかで加工されて使われていくという、そういう非常に、名前を伏せてあったり加工しているから大丈夫だろうと言われても、誕生日だとか、どこの地域、番地、郵便番号とかで追っていけば、大体この人ぐらいが該当するなとすぐにひもづけられていくような状況だと思うんです。

ですので、大もとの法律に、そういうちょっと危険な部分が含まれていますので、積極的に募集するかしないか、それは自治体に任せられると思いますので、私はその辺をしてほしくないなというふうに思っているんですけれども、上里町としてはどのように判断しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 確かに加工の仕方によって、そういった懸念はないわけではございませんが、法律で一律に定めておまして、募集に関しては、その中で、個々に精査していく中で調整をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ここすごく大事なところで、今デジタル社会でマイナンバーカードを持とうと持たないにかかわらず、番号でひもづけ、みんなされているわけなんですね。そういう中で、積極的に自治体が募集をかけるかかけないかということは大きな違いだと思うんですよ。それは自治体の判断に任せられる部分でありますので、やってほしくないんですよ。法律では書いてありますけれども、自治体が積極的に募集かける、かけないは判断できるわけです。住民のやっぱり個人情報保護を立場に立っていただきたいというふうに思っているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） おっしゃるとおり、情報漏えい等、注意しながらやっていきますが、法律のやはり今回の趣旨にのっとりまして、そこら辺は対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議案第56号 上里町個人情報の保護に関する法律施行条例について、もうこれは大きな国の法律の下でつくらなければいけないということで、反対することはできない、もう動き出してしまっていますので。しかしながら、私は先ほど質疑の中で述べましたように、行政機関と匿名加工情報については、自治体が判断できるというふうになっていますので、大きな法律の中でも、やっぱり町民の情報保護に上里町は立って運用していただきたいということをお願いして、やむなく賛成していきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第56号 上里町個人情報の保護に関する法律施行条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 町長提出議案第57号 上里町情報公開・個人情報保護審査会条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、町長提出議案第57号 上里町情報公開・個人情報保護審査会条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 議案第57号 上里町情報公開・個人情報保護審査会条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護制度の審議会の機能が縮小することに伴い、情報公開・個人情報審議会を廃止し、併せて個人情報の適正な取扱い等について、調査審議する機関として新たに設置する情報公開・個人情報保護審査会への運用へ移行させるため、本条例を提出するものでございます。

続きまして、議案につきまして御説明申し上げます。

上里町情報公開条例に基づく不服申立て・諮問、個人情報保護法に基づく審査請求や上里町個人情報保護に関する法律施行条例の規定による諮問などを受けるための審査会を設置いたします。組織、運営等、審査会における諮問に応じた調査審議の手順等について定めるものでございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に、第1条ですが、審査会条例の趣旨を明記し、必要な事項を定めるものでございます。

まず、第2条は、情報公開制度や個人情報保護制度におきまして、適正に調査審議するため、審査会の設置を定めるものでございます。

第3条は、諮問庁・行政情報・保有個人情報について、用語を定めるものでございます。

第4条は、審査会が不服申立てや事務の改善に必要な重要事項、また、審査請求、そして個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、所掌事項を定めるものでございます。

第5条は、審査会は委員3人で組織することを定めるものでございます。

第6条は、委員の委嘱や任期、守秘義務を定めるものでございます。

第7条は、会長の選任や職務代理について定めるものでございます。

第8条は、審査会の調査審議は、この条例により実施することを定めるものでございます。

第9条は、審査会の調査権限を定めるものでございます。

続く第10条は、審査請求人等からの申出による意見陳述について定めるものでございます。

第11条は、審査請求人等が審査会に対し、意見書等を提出できることについて定めるものでございます。

第12条は、審査会が提出資料の写しの送付等を行うことについて定めるものでございます。

第13条は、審査会の行う審査請求人等に係る調査審議の手続は、非公開とすることについて定めるものでございます。

第14条は、審査会は答申書の写しを審査請求人等に送付し、また、答申の内容を公表するこ

とについて定めるものでございます。

第15条は、審査会は所掌事項を遂行するため必要な協力を求めることが、町の機関等にできることについて定めるものでございます。

第16条は、審査会に関し条例のほか必要な事項は規則で定めるものでございます。

第17条は、守秘義務違反者に対する罰則について定めるものでございます。

最後に、附則についてですが、第1条で施行期日を定め、令和5年4月1日から施行するものいたします。また、第2条では、旧条例の廃止、第3条並びに第4条にて廃止に伴う経過措置を定め、第5条は、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の別表から情報公開・個人情報審議会委員の項を削るものでございます。

以上で、上里町情報公開・個人情報保護審査会条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 1点だけちょっと聞きたいんです。

今、委員の方3名と申し上げたと思うんですよ。これやっぱり、この選出の基準、相当のお堅い方でないと、これが罰則として守秘義務を漏らしたということになると大変なことになるんですよ。その辺のところの選出基準というのを、どういうふうにしてこの3名の方を選ぶのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 高橋勝利議員の御質問に御説明申し上げます。

委員については3名、町長の委嘱でございまして、識見の有する者ということで、確かに内容的に重いものでございまして、弁護士、司法書士、それと大学教授ということで、今の審査会と同じ考え方でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 経過措置の中で、いわゆる旧審査会の委員の方がそのまま新しく任期を継続していくというふうになっていると思うんですけども、今の方たち3名の任期の残はあとどのぐらいになっているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

6年3月14日までとなっております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 過去、この審査会ができて発足以来、審査をした件数というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

過去10年ほどお調べしましたが、審査についてはございませんでした。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第57号 上里町情報公開・個人情報保護審査会条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 町長提出議案第58号 上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第9、町長提出議案第58号 上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第58号 上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布により、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い関係条例の整備を行うため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

公務員の定年引上げにつきましては、国家公務員法等の一部を改正する法律が公布され、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などをはかるため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度等が設けられるようになりました。

地方公務員につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、定年引上げなどの制度につきましても、国家公務員の基準に準じ、同様の措置を講ずることとされました。

今回の改正は、地方公務員法の改正を踏まえ、定年引上げ、その他制度を措置するため、関係条例11本を一括で改正または廃止させていただくものでございます。

それでは、関係条例について説明させていただきます。

初めに、順番に改正内容を説明させていただき、その後、大きく変わる条例につきましても、詳細説明をさせていただきます。

まず初めに、第1条、上里町職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。こちらは大きく改正がございまして、定年引上げに関する改正、役職定年制導入に関する改正、定年前再任用短時間勤務職制度導入に関する改正、現行の再任用制度の廃止と暫定再任用制度、定年引上げ等の対象となる職員への事前情報提供・勤務意思確認制度導入に関する改正などとなっております。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、第2条、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。こちらの条例の主な内容につきましては、現行の再任用制度から定年前再任用短時間勤務職制度移行に伴う文言整理と、役職定年制に伴う管理監督職員の降任先となる職を新たに設定するものでございます。

続いて、第3条、上里町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。

こちらの条例の主な内容につきましては、第2条と同様に、現行の再任用制度から定年前再任用短時間勤務職制度移行に伴う文言整理及び地方公務員法の改正に伴う引用条文の修正、そして公益的法人等へ派遣できない職員として、条例で定めるべき職員に役職定年制の例外といたしまして、管理監督職員として引き続き勤務し続ける職を新たに加えるものでございます。

続いて、第4条、上里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。こちらの条例の主な内容につきましては、第3条と同様に、地方公務員法の改正に伴う引用条文の修正を行うものでございます。

続いて、第5条、上里町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。こちらについては、職員の降給が制度化されることに伴いまして、減給処分を受ける職員が降給することになった場合の減給額について規定を追加するものでございます。

続いて、第6条、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。こちらの条例の主な内容につきましては、第2条並びに第3条と同様に、現行の再任用制度から定年前再任用勤務職制度へ移行に伴う文言整理及び地方公務員法の改正に伴う引用条文の修正でございます。また、附則において、暫定再任用に関する経過措置を規定いたします。

続いて、第7条、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。こちらは第2条、第3条と同様に、現行の再任用制度から定年前再任用勤務職制度移行に伴う文言整理、地方公務員法の改正に伴う引用条文の修正、また、これらに加え、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、役職定年制の例外として、管理監督職員として引き続き勤務し続ける職を新たに定めるものでございます。

続いて、第8条、上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましても、現行の再任用制度から定年前再任用勤務職制度移行に伴う文言整理をするものでございます。また、附則において、暫定再任用に関する経過措置を規定いたします。

続いて、第9条、上里町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。こちらについては、大きく改正がございまして、60歳以降の常勤職員の給料引下げに関する改正となっております。また、その他、昇給抑制に係る年齢を国の基準に合わせる改正、定年前再任用短時間勤務職員については、初任給の決定、昇格、昇給に関する規定が適用しないことを明示するための規定を追加する改正並びに役職定年制に伴う管理監督職員の降任先となる職を新たに設定する改正、また、その他文言整理を行うものでございます。

続いて、第10条、上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。また、附則において、暫定再任用に関する経過措置を規定いたします。地方公務員法の改正に伴う引用条文の修正をするとともに、監督職員特別勤務手当に関する規定を追加するものでございます。また、附則にて暫定再任用に関する経過措置を規定いたします。

最後に、第11条、上里町職員の再任用に関する条例でございますが、こちらは現行の再任用制度の終了に伴い廃止いたします。

以上、主な改正事項についての説明になります。

引き続き、大きく変わる事項につきまして、詳細な説明をさせていただきます。

具体的には、第1条、上里町職員の定年等に関する条例及び第9条、上里町職員の給与に関する条例についてでございます。

まず、第1条、上里町職員の定年等に関する条例についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、大きく分けて5つの制度に関する改正を行うものでございます。

1つ目は、定年引上げに関する改正でございます。

具体的には、職員の定年について定めた第3条を改正し、職員の定年を現行の60歳から65歳とするものでございます。また、制定附則第3条を追加し、定年に関する経過措置といたしまして、国家公務員と同様に、令和5年以降、2年に1歳ずつ定年が引き上がるよう規定するものでございます。

2つ目は、役職定年制導入に関する改正でございます。

こちらにつきましては、まず、第6条で、役職定年制の対象となる管理監督職員を管理職手当の支給を受ける職員の職と定義いたします。

次に、第7条で役職を退かなければならない年齢、すなわち管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めます。この管理監督職勤務上限年齢に達した職員につきましては、新地方公務員法第28条の2第1項に基づき、原則として管理監督職員以外の職に降任することとなります。

続いて、第8条においては、当該降任の際、遵守すべき基準について定め、第9条におきまして、役職定年制の例外について定めます。

また、第10条は、役職定年制の例外により職員を任用する場合につきましては、職員本人から同意を得る必要がある旨定めるものでございます。

最後に、第11条は、役職定年制の例外により職員を任用する場合、当該例外による職員を任用する事由が消滅した際は、期間の途中であっても他の職へ降任する旨規定いたします。

3つ目は、定年前再任用短時間勤務職制度導入に関する改正でございます。

定年前再任用短時間勤務職につきましては、第12条が新たに規定されることにより現行の再任用が導入される制度・勤務体系になります。

これまでの再任用職員との違いといたしましては、任期の考え方がこれまで原則1年ごとの任用で、希望により65歳まで採用を繰り返すことが可能だったものが、常勤職員の定年退職日にあたる日までとなり、段階的に定年が引き上げられている途中については、その定年年齢に係る退職日、65歳に引き上げられて以降については、65歳になった後の退職日ということにな

ります。

また、定年前再任用短時間勤務職を希望する場合については、従来の再任用とは異なり、常勤職員を一度退職することが必要となるため、定年前再任用短時間勤務職としての任用後は常勤職員への復帰はできないこととなります。その他、従来の再任用職員の場合、何らかの事情で60歳前に退職した場合であっても、再任用職員として復帰することは可能でしたが、定年前再任用短時間勤務職につきましては、60歳まで常勤職員として勤務することが任用の要件となりますので、60歳前に退職した場合については、定年前再任用短時間勤務職として勤務することはできないこととなります。

なお、その他の勤務条件や給与の考え方については、基本的に従前の再任用職員と同様でございます。

4つ目は、再任用制度の廃止と暫定再任用制度についてです。

こちらにつきましては、先ほど説明させていただきました定年前再任用短時間勤務職の導入に伴いまして、従来の令和4年度末までで廃止となりますが、定年の引上げが段階的に行われることから、改正附則第4条から第7条の規定によりまして、この移行期間については、段階的に引き上げられる定年年齢と65歳になるまでの間は、経過措置として暫定再任用職員と名称を変更して、時限的に再任用制度を継続させるものでございます。

5つ目は、定年引上げ等の対象となる職員の事前情報提供・勤務意思確認制度導入に関する改正についてです。

こちらにつきましては、60歳以降の働き方がこれまでと比べて大きく変化するため、定年引上げ等の対象となる職員へ事前に情報を提供すること及び勤務意思の確認をするように努めるものとする旨、制定附則第4条で新たに規定するものでございます。具体的な情報提供の内容につきましては、これまで説明させていただいたように、定年引上げに伴う諸制度につきまして、また、給与や勤務条件などとなっております。

続いて、大きな改正があった条例といたしまして、第9条、上里町職員の給与に関する条例について詳細説明を申し上げます。

給与条例につきましては、60歳以降の常勤職員の給料引下げに関する改正についてが主なポイントとなります。

まず、制定附則第7項におきまして、給料引下げについて原則的な考え方、すなわち、当分の間、60歳から引き上げられた定年退職年齢までの間における職員の給料月額、当該60歳到達の日後の最初の4月1日以降、60歳時の給料月額に100分の70を乗じていた額とする旨定めます。

次に、制定附則第8項におきまして、臨時的任用職員などの任期を定めて任用される職員や

非常勤職員、また、役職定年制の例外として降任せず、引き続き管理監督職となる職員については、7割措置は適用されず、給料月額10割が支給される旨規定しております。

続いて、制定附則第9項・第10項におきまして、いわゆる管理監督職勤務上限年齢調整額の適用について規定されております。制定附則第7項において、60歳以降の職員は、60歳までの給料月額の7割に引き下げる旨規定されておりますが、役職定年制により降任される職員については、まず、降任に伴い降格、すなわち級が2級下がることにより給料月額が下がることとなります。その後、7割措置が適用されることで、さらに降格後の給料月額の7割に引き下げることとなりますが、降任を伴う職員については、管理監督職勤務上限年齢調整額が適用され、給料月額に上乘せされることで、結果的に降任前の給料月額の7割水準となる旨が規定されております。ただし、基礎給料月額が降格後の職務の級における最高号級の給料月額を上回る場合は、最高号級の給料月額が上限となります。

制定附則第11号並びに第12号につきましては、7割措置の適用を受けるとしても、他の職員との健康上必要があると認められる職員については、給料月額を調整できる旨規定しております。

最後に、給料引下げについて必要な事項は附則で定める旨、規定するものでございます。

附則でございますが、附則第1条において施行期日を定めており、これら関係条例につきましては、令和5年4月1日施行と定めております。ただし、附則第12条の規定につきましては、事前情報提供等の準備行為に関する規定であるため、公布の日から施行となっております。

次に、附則第2条につきましては、各種用語に係る定義を定めた規定となっております。

続いて、附則第3条から第12条につきましては、上里町職員の定年等に関する条例の一部改正に係る経過措置となっており、勤務延長、暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務に関する経過措置並びに新地方公務員法の条例委任事項に関する規定となっております。

続いて、附則第13条につきましては、上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に係る経過措置、附則第14条については、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に係る経過措置、附則第15条に関しては、上里町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に係る経過措置、附則第16条から第18条に関しては、上里町職員の給与に関する条例の一部改正に係る経過措置、そして最後に、附則第19条に関しましては、上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に係る経過措置となっております。

以上で、上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 上里町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第59号 上里町職員の降給に関する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第10、町長提出議案第59号 上里町職員の降給に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第59号 上里町職員の降給に関する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年引上げに伴い、職員の降給について定める必要があることから、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

国家公務員法の一部を改正する法律の制定により、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられることになり、あわせて、地方公務員法の一部を改正する法律が制定され、地方公務員についても同様の措置を講ずることとされ、これに併せて職員の降給について定める必要があることから、新規に上里町職員の降給に関する条例を制定するものでございます。この条例は、第1条の趣旨から第6条の雑則までの全7条及び附則で構成されております。

続いて、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に、第1条ですが、本条例の趣旨について定めるもので、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を定めることを条例の趣旨としております。

第2条は、降給の種類について定めるものでございます。

第3条は、降格の事由について定めるものでございます。

第4条は、降号の事由について定めるものでございます。

第5条は、職員を降給させる場合の書面交付義務について定めるものでございます。

第6条は、降格の事由に該当するかどうか判断するため、職員が第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない旨規定するものでございます。

第7条は、規則への委任となっております。

最後に、附則につきまして、第1項で施行期日を令和5年4月1日と定め、第2項で定年引上げに伴う給料の7割措置に該当した場合の読替規定について定めます。

第3項では、第5条の書面交付義務につきましては、定年引上げに伴う給料の7割措置の場合には適用せず、別途規則に基づき通知する旨定めます。

第4項では、公営企業職員につきましても、本条例の規定が適用される旨規定するものでございます。

以上で、上里町職員の降給に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 上里町職員の降給に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 町長提出議案第60号 上里町職員の高齢者部分休業に関する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第11、町長提出議案第60号 上里町職員の高齢者部分休業に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第60号 上里町職員の高齢者部分休業に関する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

失礼しました。職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

既に御説明させていただいていることの繰り返しになりますが、国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の制定により、国家公務員・地方公務員について、定年引上げ及びこれに関する諸制度が導入されることとなりました。

これらの趣旨は、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援をはかることなどとされており、これら趣旨を踏まえまして、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備といたしまして、高齢者部分休業制度を導入いたしたく、新規に上里町職員の高齢者部分休業に関する条例を制定するものでございます。

この条例は、第1条の趣旨から第6条の委任までの全6条及び附則で構成されております。

続いて、条文の内容について御説明申し上げます。

最初に、第1条ですが、本条例の趣旨について定めるもので、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めることを条例の趣旨としております。

第2条は、高齢者部分休業について定め、休業できる時間の上限及び単位、また、高齢者部分休業取得できる年齢について定めるものでございます。

第3条は、高齢者部分休業取得中の給与の月額について定めるものでございます。

第4条は、高齢者部分休業承認後、休業している職員の業務について処理することが著しく困難となり、本人の同意を得たときには、当該承認の取消または休業時間の短縮をすることができる旨、定めるものでございます。

第5条は、高齢者部分休業の延長の申出があり、公務の運営に支障がないと認めるときは、延長を承認することができる旨、定めるものでございます。

第6条は、規則への委任を定めております。

最後に、附則につきまして、第1項で施行期日を令和5年4月1日と定め、第2項で上里町企業職員の給与の種類及び企業に関する条例の一部改正を行い、企業職員の給与の減額の事由に、高齢者部分休業を追加する旨、定めます。

以上で、上里町職員の高齢者部分休業に関する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 上里町職員の高齢者部分休業に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第61号 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第61号 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第61号 上里町の議会の議員及び長の選

挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、自動車の借入れ、燃料の代金、ビラの作成並びにポスターの作成に係る費用の公費負担の限度額を公職選挙法施行令で規定する金額と同額に引き上げるため、本案を提出するものでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続でございます。

第1項第2号アは、自動車の借入れですが、1日当たり、現行単価1万5,800円を1万6,100円とするものです。また、第1項第2号イは、燃料の代金ですが、1日当たり、現行単価7,560円を7,700円とするものです。

続いて、第8条は、ビラの作成ですが、1枚当たり、現行単価7円51銭を7円73銭とするものです。

続いて、第11条は、ポスターの作成ですが、1枚当たり、現行単価525円6銭を541円31銭とするもので、また、加算額の現行単価31万500円を31万6,250円とするものです。

最後に、附則は施行期日について定めており、公布の日から施行し、施行の日以降、その期日を告示される選挙から適用すると規定いたします。

以上で、上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 上里町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第13 町長提出議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

保健センター等複合施設建設に向けて業務の推進をはかるため、行政組織の見直しをすべく本案を提出するものでございます。

続きまして、改正概要について御説明申し上げます。

上里町保健センター等複合施設基本構想が令和4年11月に策定され、令和6年度中の工事着工、令和7年度早期供用開始を目指すこととされました。このため、課題への対応、業務の推進のための新たなセクションとして、保健センター等複合施設建設推進室を新たに組織するため、本改正を行うものでございます。

条文の内容といたしましては、今回「室」が新たに追加されるため、第1条及び第2条の「課」の次に「及び室」を加える改正を行い、また、第1条中、総合政策課の後、税務課の前に保健センター等複合施設建設推進室を加えるものでございます。

最後に、附則につきましては、第1項で施行期日を定め、令和5年1月1日から施行するものといたします。

また、第2項では、上里町議会委員会条例の一部改正をさせていただき、新たに組織する保健センター等複合施設建設推進室を文教厚生常任委員会の所管とさせていただき改正をいたします。

以上で、上里町課設置条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8 番 齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 昨日の全協の説明にもう少し詳しく確認したいことがありますので、お願いいたしたいと思います。

まず、新しく室を設けるということには特段異議はございませんが、昨日の全協の中では、今、町の職員が193名という、プラスして会計年度任用職員等で業務にあたられていると思うんですけども、新しくこの室を設けるということに対して、その室、職員ですか、はどのような形で構成するのか、まして今コロナ禍ということで、第8波がまた猛威を振るってきて、私の知るところによると、町職員もかなり罹患しているというふうな状況の中で、職員のやりくり大変だなということをおもうわけです。

そういった中で、新たに、各、この193名の中から抽出して構成するのか、それとも外部というか、ほかから職員というか、メンバーを集めて構成するのか、その辺も、それに併せて、おおよそ何名体制ぐらいで推進していくのか、その辺について、もう少し具体的に説明していただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず、職員ですが、確かに人数は少数精鋭でやらせていただいております。そんな中、年度が進んできておまして、ただいま残りあと、今月終わりますと、1、2、3か月、そういった部分での業務量、それとコロナ禍で業務のほう、忙しいセクション、また、業務によっては、その辺で少し業務の空きがあるようなセクション、そういったところを勘案しながら、最小人数でまずはスモールスタートということをお考えしております。

いずれにいたしましても、最小人数でしか動かせないかなど。ただ、新年度に入って、直ちにスタートができるように、そういった部分でスキルのある職員を宛てがう必要があるというふうにお考えしております。

それと、4月以降については、来年4月からの新採用もございますので、その配置を考えた中で、さらに事務的な部分も厚くしていければなというふうに思っております。

それと、想定される人数ですが、これも人事案件でまだ詳細については申し上げられませんが、過去の庁舎や中学校、そういった室の状況を見ると、3人から4人の体制というのが多いというふうに感じておまして、これを参考にさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

それと、今ちょっと追加でお願いしたいんですけれども、昨日もちょっと触れたと思うんですが、最近では上里中学校の建設、それから空の杜保育園の建設等があったと思うんですよね。こういう建設にあたって、町長もその辺は存じ上げていると思うんですけれども、建設委員会というものを立ち上げて、役場の室以外に、立ち上げてきた経緯があるかと思うんです。私も両方ともに携わってお世話になった経験があるんですけれども、そういったことは、今後室を設けた上で新たに建設委員会等、案で、名前はどのようなふうになるか分からないですけれども、そういうものを立ち上げて行っていくのか、その辺について、追加でちょっとお願いできますか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に説明申し上げます。

おっしゃるとおり、各建設については、そのスタート時点の状況で建設委員会を設けるというような手法も取られてきております。このたびの建設に関する部分について、建設委員会の必要性等々、どういった形で皆さんからの意見を集約していくかという部分も含めて、新たな課ができた段階で、その部分についても精査させていただきたいというふうに考えております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第62号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第63号 上里町情報公開条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第14、町長提出議案第63号 上里町情報公開条例の一部を改正す

る条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 議案第63号 上里町情報公開条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

デジタル社会の形成をはかるための関係法律の整備に関する法律、第50条並びに第51条の制定を踏まえまして、議案第56号 上里町個人情報の保護に関する法律施行条例について及び議案第57号 上里町情報公開・個人情報保護審査会条例についてとの整合性をはかるため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要につきまして御説明申し上げます。

個人情報保護法の改正に伴い、新法に規定する非公開情報との整合性をはかるため、所要の一部改正といたしまして、定義、非公開情報の調整などを行うものです。

次に、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第2条は、定義でございます。

第2号は、行政情報の範囲を定めたものですが、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、その他これらに類するものを磁氣的記録とするものです。

第7条は、行政情報の公開義務でございます。

第1号は、非公開情報の法令非公開情報を定めたものですが、公にすることができないとされている情報を公にすることができないと認められる情報とするものです。

第2号は、非公開情報の個人情報を定めたものですが、生年月日、その他の記述等の後に「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。」を追加するものです。

第2号アは、「法令等の規定または慣行により公にされ」を「法令等の規定により、または慣行として公にされ」とするものです。

また、第2号ウは、公務員の後に等を追加するものです。

第3号は、行政機関等匿名加工情報、または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号とするものです。

第4号は、非公開情報の法人情報を定めたものですが、法人その他の団体として、独立行政法人等及び地方独立行政法人を追加するものです。

第5号は、非公開情報の審議・検討等情報を定めたものですが、町の機関、国の機関、独立

行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人と町民の後に等を追加するものです。

第6号は、非公開情報の事務事業執行情報を定めたものですが、第6号アは、国の安全や他国若しくは国際機関との信頼・交渉を害するおそれ、また、第6号イは、犯罪の予防・鎮圧・捜査等に支障を及ぼすおそれ、第6号ウは、租税の賦課や徴収等を困難にするおそれ、第6号キは、町が経営する企業等の利益を害するおそれを追加するものです。

第14条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等でございます。

第2項第1号は、意見書を提出する機会を与えることと定めたものですが、同条第3号ただし書を同条第4号ただし書とするものです。

第20条は、町政に関する情報公開制度の整備等でございます。

第2項の上里町情報公開・個人情報保護審議会を上里町情報公開・個人情報保護審査会とするものです。

最後に、附則についてですが、第1項で施行期日を定め、令和5年4月1日に施行するものとします。また、第2項では新情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行の日以降に行われる公開決定等について適用されることを定めたものでございます。

以上で、上里町情報公開条例の一部を改正する条例についての提案内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまの説明のところで、(6)の部分のアですね、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または他国若しくは国際機関との交渉上、不利益をかぶるおそれという、上位法に基づいてできているわけだと思うんですけども、これ上里町に該当する部分というのは、予想されるでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

外国人も増えてきております。こういった部分が想定できるかというのは、ちょっと今の段階で言及することは、場合によっては行き過ぎかなと思いますので差し控えますが、国際交流も盛んになってきておりますし、そういった中で、こういったものが該当してくるかというの

は、その都度お答えをさせていただくような形にはなってくると思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まだ分からないわけなんですけれども、この情報公開については、国の安全が害されるということが頭にうたってあるわけですので、公開を求めてくるのは国等上位機関という捉え方になると思うんですけれども、それで間違いはないでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 基本的には情報公開ですので、先ほど御説明した個人情報保護が本人、そして、それ以外が、町が持っている、保有する情報について聞くという形になっております。それ以外という形です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町情報公開条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第15 町長提出議案第64号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第16 町長提出議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第17 町長提出議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正す

る条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第15、町長提出議案第64号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 議案第64号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について並びに議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和4年8月8日付の人事院勧告及び同年10月20日付埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与及び勤勉手当の改定を行うとともに、上里町長、副町長、教育委員会教育長及び議会の議員の期末手当の改定をいたしたく所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正の概要についてですが、本年の人事院勧告等における給与勧告に係る要点を申し上げますと、月例給、ボーナス共に3年ぶりの引上げとなっております。

まず、月例給では民間との間に差があることを踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ、高卒で採用された場合の初任給については4,000円、大卒で採用された場合の初任給については3,000円引上げることとし、若年層については20代半ばから30代半ばの職員を中心に900円から3,000円の引上げを行い、官民の給与差が縮小することとなることを基本とした改定となっております。

次に、ボーナスについても0.1か月分引上げ、年間で見ますと、現行の4.3月から4.4月へ支給月数が改定されます。

なお、この引上げ分については勤勉手当に反映いたします。

政府におきましては、既に10月7日付で人事院勧告どおりの内容で閣議決定をされており、給与法の一部改正案につきましても、第210回国会において、11月4日に衆議院、11月11日に参議院でそれぞれ審議され、可決されております。埼玉県におきましても、12月の定例議会で対応とのことです。

続きまして、議案ごとに改正概要及び条文の内容について御説明申し上げます。

まず、議案第64号についてでございますが、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を2条建てで行い、期末手当の支給月数を改定いたします。

職員の勤勉手当の支給月数が0.1か月分引上げられましたので、同様に、議会議員の期末手当の引上げを行い、改正を行うものでございます。

第1条は、令和4年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を「100分の215」から「100分の225」に改めます。

第2条は、令和5年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に、期末手当の支給月数を「100分の225」から「100分の220」に改めます。

改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、議会議員全体で約37万5,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については公布の日から施行とし、令和4年12月1日からの適用、第2条については、令和5年4月1日から施行とするものでございます。

次に、議案第65号についてでございますが、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を3条建てで行い、給料表の改定及び勤勉手当の支給月数を改定いたします。

まず、第1条・第2条は、上里町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第1条において、第18条第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、勤勉手当の支給月数を「100分の95」から「100分の105」に改めます。

次に、同項第2号は、再任用職員の勤勉手当の額に係る条文となっており、同じく勤勉手当の支給月数を「100分の45」から「100分の50」に改めます。

この支給月数の改定による今年度の勤勉手当の増額は、一般職員については約574万9,000円、再任用職員及び任期付職員については約11万円でございます。

続きまして、別表につきまして、行政職給料表(1)を改正いたします。民間の初任給との間に差があることを踏まえ、新採用職員の初任給を3,000円から4,000円引上げ、若年層についても900円から3,000円引上げを行い、官民の格差の縮小をはかっております。中高年階層、再任用職員の改正はございません。一部の職員が引上げ該当となっており、給料表の改正に伴う今年度の増額は約234万円となります。

次に、第2条についてですが、令和5年度以降の勤勉手当の支給月数のみの改定となり、一般職員の勤勉手当の支給月数について「100分の105」から「100分の100」に改め、再任用職員の勤勉手当の支給月数について「100分の45」から「100分の47.5」に改めます。

続いて、第3条については、上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となっており、第7条第1項の表中「37万5,000円」を「37万6,000円」に改めます。これは第2条第1項で定めた高度の専門的な知識経験、または優れた識見を有する者をその者が有する当

該高度の専門的な知識経験、または優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合として採用した特定任期付職員に適用となる給料表についての改定となります。

なお、当町におきましては、特定任期付職員として採用している職員はおりません。

最後に、附則について御説明申し上げます。

附則第1条第1項は、施行期日の説明となります。施行日は公布の日から施行といたしますが、第2条につきましては、令和5年4月1日からの施行といたします。

附則第1条第2項では、一般職員に係る給料表及び特定任期付職に係る給料表につきましては、令和4年4月1日から遡及適用すると定めます。

附則第1条第3項では、第1条の規定による改正後の給与条例第18条第2項の改正規定については、令和4年12月1日から遡及適用すると定めます。

続いて、附則第2条では、改正後の給与条例及び任期付職員条例を適用する場合、これまでに支給された給与を改正後においては、改正後の給与の内払いとみなす旨の規定を定めます。

附則第3条では、前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で別に定めるものといたします。

続きまして、議案第66号についてでございます。

上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例についての一部改正を4条建てで行い、期末手当の支給月数を改定いたします。

職員の勤勉手当の支給月数が0.1月分引き上げられましたので、同様に、特別職3役の期末手当の引上げを行い、改正を行うものでございます。

第1条並びに第2条は、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正、第3条及び第4条が上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、町長及び副町長の令和4年度の支給に関する改正内容となり、第5条第2項で定められている期末手当の支給月数を「100分の215」から「100分の225」に改めます。

第2条は、令和5年度以降の支給に関する改正内容となり、同様に、期末手当の支給月数を「100分の225」から「100分の220」に改めます。

第3条は、教育長の令和4年度の支給に関する改正内容となり、同様に「100分の215」から「100分の225」に改め、第4条において「100分の225」から「100分の220」に改めます。

改正に伴う今年度の期末手当の増額につきましては、3役につきましては、全体で約20万1,000円となります。

附則につきましては、施行期日を規定し、第1条については、公布の日から施行とし、令和4年12月1日からの適用、第2条については、令和5年4月1日から施行とするものでござい

ます。

以上をもちまして、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、そして、上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての一括議題により提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時35分とします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔発言する者あり〕

○議長（黛 浩之君） これより議案第65号についての件……

暫時休憩。

午前10時39分休憩

午前10時46分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を一括議題といたします。

日程第16、町長提出議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 3年ぶりの月例給とも賞与とも引上げということで、引上げ幅としては非常にまだ納得できる内容ではないですけれども、引上げということでよかったかなというふうには思っています。

それと、今回の引上げなんですけれども、初任給及び若年層に手厚くということでやっていますので、上里町の職員の皆さんの中で、全く変わらないという方も相当生まれるんじゃないかなというふうに思います。

上げ幅的には何%の職員が、この引上げの対象になるのか。それと、金額的にも細かく差がくると思いますけれども、一番最高は4,000円だと思えますけれども、どのぐらいの、500円単位ぐらいで、どのぐらいの人数が該当するものなのか、分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

このたび若年層等ということで、対象となる職員は107名でございます。193でしたかと割り戻してもらおうと、半数ちょっとというイメージでよろしいかと思います。

それと、上がっているのは、1級から3級までというところでございます、一番大きいと

ころで3,000円間差がございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第65号 上里町職員の給与に関する条例及び上里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、町長提出議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例及び上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第67号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第18、町長提出議案第67号 上里町事務手数料条例の一部を改正

する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） では、御提案申し上げました議案第67号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、マイナンバーカードを用いたコンビニにおける証明書交付サービスを開始することに伴い、端末機を用いた住民票（世帯票）の写しの手数料を規定するとともに、DV被害者支援の観点から、土地台帳及び家屋台帳の閲覧を廃止、証明事務を整理するため、上里町事務手数料条例について所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

それでは、条文ごとの改正内容について御説明申し上げます。

まず、第2条は、手数料を徴収すべき事務の種類及び金額について規定しております。

このうち、第1項第5号の扶養に関する証明及び第6号の動産・不動産に関する証明については、現在、証明を行っておりませんので、第5号及び第6号を削除とするものです。

また、第8号、営業・職業に関する証明についても、個人事業を登録した方への営業証明は行っておりますが、職業証明は行いませんので、職業という部分を削除するものでございます。

続いて、第20号は、住民票（世帯票）の写しの交付ですが、マイナンバーカードを用いたコンビニの証明書交付サービスを開始することに伴い、端末機を用いた住民票（世帯票）の写しの手数料について、1件150円と規定するものです。

続いて、同条第2項土地台帳及び家屋台帳の閲覧についてですが、市町村では、各証明書を発行する際に、DV被害者の住所が漏れないような措置を取っておりますものの、土地台帳・家屋台帳は歴代所有者の住所と氏名が手書きにより記載された台帳であり、全てを確認して修正することができないため、DV被害者支援のため閲覧を廃止するものです。

最後に、附則については、この条例の施行期日を公布の日からと定め、ただし書にて土地・家屋台帳の閲覧廃止については、令和5年1月1日から施行、端末機を用いた住民票（世帯票）の写しの交付手数料の規定については、令和5年2月1日から施行と定めるものでございます。

以上で、上里町事務手数料条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） コンビニでの証明書発行が可能になっていくということで、上里町ではコンビニエンスストアたくさんあると思うんですけども、何か所でこれが実施されることになるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

町内のコンビニエンスストアはもとより、マルチコピー機、端末機を設置してある全国のコンビニエンスストア、約5万6,000か所程度あるかと思うんですけども、そこでマイナンバーカードを用いた証明書の交付が可能となるものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そうですね、勘違いしました。確かに、それが利便性の1つだというふうに思って、ちょっと勘違いしました。全国でどこでも利用できるということでもあります。それに参加した場合に、町が必要とする経費というのは発生するのでしょうか。マイナンバーカードは任意性でありますので、利便性、やっぱりそういうふうに利用したいという方にとっては非常に利便性の高いものだというふうに思います。ですので、そのことについてちょっとお聞かせください。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

まだ、マイナンバーカードの交付、取得率については、町では現在のところ49%になっています。ただ、交付、申請率につきましては、60%近い方が申請をされておりますので、事業を見ますと、その60%近い申請者が交付率に変わっていくというふうな考えでございますけれども、ただ、実際のところ、全ての方に利益をもたらされるというふうなものではございませんので、今後、交付率を高めた上で、さらにはマイナンバーカードで証明書交付できるというふうなことにつきましても周知をしてみたいと思います。

手数料につきましては、コンビニエンスストア、1通交付するにあたりまして、約120円弱の手数料が発生するというふうなことでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 私が質問しようと思ったのは大体同僚議員がしてくれたんですけども、もう少し詳しくいくと、先ほどの説明ですと、全国5万幾つというふうなコンビニエンスストアが点在しているわけですけども、私が心配するのは、何というのか、ネットワークつくる何社か、大手3社、上里にある大手3社だと思うんですけども、実は、もっと以前はかなり多くのコンビニエンスストアがあって、最近はそういった淘汰されて、数が、運営している会社少なくなっているんですけども、地方へ行くと、大手以外の、何というのかな、コンビニエンスストアがあるわけなんですね。そういう中小というかのコンビニも、それは該当するのか、要するにネットワークつくれるのか、要するに、これは技術的に各コンビニエンス事業協会が取り組んでネットワークつくって、どこのコンビニでもというふうな今説明だったけれども、それが我々最近コロナ禍で余り外出していないから、遠出していないから分からないですけども、地方へ行くと、小さなコンビニエンスストアなんかもあるんですよ。そういったところも可能なのかというのを併せてちょっと確認したいんですけども、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

今全国で利用可能なところが5万6,000か所程度だということで、それ以外にも、今、齊藤議員おっしゃられたように、地方は小規模なコンビニエンスストアも存在するといふようなことで認識をしているところがございますけれども、コンビニエンスストアでも、マルチコピー機と言われる端末機が設置してあるところ、していないところがございます。小規模のコンビニエンスストアの中には、そういったマルチコピー機が設置されていないところもございますとは思いますが、そうしたマルチコピー機が設置していないところでのマイナンバーカードを用いての証明書は現在のところ利用はできないものと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今、マルチコピー機が設置していないところは利用できない。当然ですよ。上里町では、何か所コンビニエンスストアがあって、その設置状況というのは把握されていますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

ちょっと今、町内に何か所コンビニエンスストアが存在しているのか、ちょっと具体的な数を申し上げることはできませんけれども、町内にあるコンビニエンスストアについては、全て大手のコンビニエンスストアであるというふうに承知しておりますので、そこにはマルチコピー機が全て設置をしてあるものというふうに考えておりますので、町内におけるコンビニエンスストアでのマイナンバーカードを用いた証明書の交付については、可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 上里町事務手数料条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案68号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第19、町長提出議案第68号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第68号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、マイナンバーカードを用いたコンビニの証明書交付サー

ビスを令和5年2月1日より開始することに伴い、交付が窓口に限られていた印鑑登録証明書について、コンビニでの交付を可能とするため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

それでは、条文の改正内容について御説明申し上げます。

第13条は、印鑑登録証明書の交付について規定しており、第1項及び第2項では、印鑑登録証を添えて申請するなど、窓口における申請や交付についての内容となっております。

第3項は、印鑑登録の内容説明となっているため、同項を第4項に繰下げ、新たに第3項として、第1項及び第2項の規定にかかわらず、マイナンバーカードを用いてコンビニの端末機から申請することを可能とする規定を加えるものでございます。

最後に、附則は施行期日を定め、令和5年2月1日から施行とすると定めます。

以上で、上里町印鑑条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番飯塚でございます。

印鑑証明については、例えばコンビニのマルチコピー機利用ということになると、印鑑証明の書式が町でもらうと何か色がついていたり、そういう何か重要な感じの形になっていると思うんですけども、そうしたものは今までどおりの色具合だったり、また、もう一つ、封筒にちゃんと入れさせてもらえるようなふうになってはいますが、こういう現場においての封筒の準備とか、その内容をちょっと説明お願いします。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 飯塚賢治議員の御質問に御説明を申し上げます。

まず、様式につきましては、窓口で発行されている様式とは変わりはありません。ただ、窓口では改ざん防止用紙を用いて証明書を発行しているわけですが、コンビニでの窓口につきましては普通用紙を用いています。そこに表面、裏面とも偽造防止の処置が施されて、若干窓口で交付をしているものよりも見づらい可能性がございます。ただ、様式につきましては、窓口とは変わらないものでございます。

また、封筒についてなんですけれども、コンビニエンスストアで、よくマルチコピー機のそ

の横に金融機関でキャッシュコーナーというか、お金が引き出せるところの端末機があるところですけども、そこに封筒は設置してあるんですけども、証明書用の封筒となると、もしかしたらコンビニごとに対応が異なる可能性もありますが、基本的には証明書用の封筒というのは備えてはないというふうには理解してします。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） それに加えて、ちょっともう一つ確認というか、したいんですけども、レシートですね、役場で証明書取るときは、領収書ではなくてレシートが出てくると思うんですけども、それには証明書代というのが、文言が打たれていたような気がするんですけども、コンビニでその手数料を払ったときのレシートは、ただ単に普通の一般の買物したときと同じような、例えば150円なら150円と打たれるだけなのか、その辺について、ちょっと教えてください。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 齊藤崇議員の御質問に御説明を申し上げます。

レシートには、まず金額と、その横に非課税か課税かの区分で、非課税というふうな区分が載っています。それで、ただし書として証明書の交付についてというふうなただし書が記載されていると思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 上里町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 町長提出議案第69号 工事請負契約の締結について

○議長（黛 浩之君） 日程第20、町長提出議案第69号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第69号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、児玉工業団地線道路築造工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案提出するものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

本工事につきましては、全体計画の総延長約900メートルのうち、今回施工いたします延長は297メートル、幅員は12ないし15メートルでございまして、主な工事内容といたしまして、車道舗装工2,266平方メートル、歩道舗装工946平方メートル、縁石工335メートル、排水構造物工326メートル、集水ます4基、その他、道路土工・構造物撤去工・パイプライン移設工一式となっております。

次に、契約の概要について御説明申し上げます。

契約金額につきましては4,472万3,800円、消費税額を含む金額となっております。

続きまして、契約の相手方でございますが、埼玉県児玉郡上里町大字七本木1809番地、株式会社平成、代表取締役、雨宮良子でございます。

入札実施にあたりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、土木事業A級に格付され、埼玉県本庄県土整備事務所、または熊谷県土整備事務所内に本店の登録があり、過去5年間に車道2車線以上の道路工事の完成実績があるものといたしました。

その他留意点等を加えまして、10月24日に公告を行い、町のホームページ及び建設業界紙2紙に掲載し、周知をはかったものでございます。

入札期間は11月14日と15日の2日間とし、開札につきましては、11月16日午前10時から電子入札システムにより開札を実施いたしました。

開札の結果、5社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、予定価格の制限の範囲内で

最低の価格で応札した、株式会社平成が落札候補者となりました。

11月21日に同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を行い、資格審査会において落札者と確認されましたので、11月24日付で、4,472万3,800円で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

以上で、議案題69号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利議員君発言〕

○5 番（高橋勝利君） この契約で、この工業団地の計画というのは、ほぼ大幅に前進したと、こういうふうな理解でよろしいでしょうか。また、この契約で、パーセント的には全体の何%になったかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 道路整備課長。

〔道路整備課長 宮下忠仁君発言〕

○道路整備課長（宮下忠仁君） 高橋議員の御質問に御説明いたします。

本契約で、昨日全員協議会のほうで説明いたしました県道の入り口、それを除いて全線が工事竣工となります。本契約が完成すると、県道を、接道を除く全線が開通予定というふうになります。パーセンテージにつきましては、ちょっと今資料がございませんので、後ほどペーパーで高橋議員のほうにはお渡ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） この契約締結する株式会社平成なんですけれども、資本金は幾らでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

資本金は4,000万でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君）5社が応札したということでありますけれども、最高はどのぐらいで、この請け負うことになった、ただいま提案されています平成ですか、こちらの株式会社は、最低、最高の、どの位置に、5社の全体の金額を出していただければありがたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

平成については最低価格ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

第5順位から順に申し上げます。消費税抜きでございます。恐縮でございます。

内藤建設工業が4,770万、第4順位、真下建設が4,750万、第3順位、東和建设が4,099万8,000円、第2順位、木村工業が4,076万1,000円、そして、平成については4,065万8,000円、先ほどは税込みでございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第69号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 町長提出議案第70号 上里町町道路線の廃止について

○議長（黛 浩之君） 日程第21、町長提出議案第70号 上里町町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第70号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、道路敷の貸付け等を予定しているため、町道路線の廃止をいたしたく本案を提出するものであります。

具体的には、お手元に配付いたしました廃止路線調書のとおり2つの路線でございます。

町道5292号線は、開発事業地の一体利用として、当該道路敷を普通財産として貸付けを行う予定があるため、路線廃止を行います。

町道6057号線は、私道を認定しており、町道認定の必要性が認められないことから、路線廃止を行います。

以上、上里町町道路線の廃止についての提案説明といたします。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第70号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 町長提出議案第71号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第22、町長提出議案第71号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第11号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第71号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,773万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

第3条は、地方債の変更につきまして、第3表地方債補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款10地方特例交付金は1,220万6,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款11地方交付税は2億8,064万7,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものでございます。

款15国庫支出金は1,702万4,000円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付交付金、子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金などの増額となっております。

款16県支出金は1,045万9,000円の増額補正となり、主な内容は、子どものための教育・保育給付交付金、乳幼児医療費補助金及び埼玉県放課後児童クラブ等、新型コロナウイルス感染対策事業補助金などの総額となっております。

款19繰入金は1億9,415万5,000円の減額補正となり、財政調整基金繰入金、介護保険特別会計繰入金の減額となっております。

款21諸収入は34万円の増額補正となっており、介護予防サービス計画費の増額となっております。

款22町債は1,223万7,000円の減額補正となり、臨時財政対策債の減額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして1億1,428万4,000円を追加し、115億9,773万8,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。続いて歳出でございます。

款1議会費から款5農林水産業費及び款7土木費並びに款9教育費の各項目の主な共通点といたしまして、人事院勧告に伴う給与費の増額補正がでございます。

初めに、款1 議会費は1万7,000円の増額補正となり、議会給与費の増額となっております。

款2 総務費は1,824万3,000円の増額補正となり、主な内容は、庁舎管理に係る光熱水費、防犯灯等工事費及び全国瞬時警報システム自動起動装置改修委託料などの増額となっております。

款3 民生費は5,707万円の増額補正となり、主な内容は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る補助金返還金、子どものための教育・保育給付事業に係る施設型給付事業負担金及び子ども医療などの増額となっております。

款4 衛生費は557万5,000円の増額補正となり、主な内容は、予防対策事業に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金返還金、母子衛生事業に係る施設備品購入費及び保健センター運営事業に係る光熱水費などの増額となっております。

款5 農林水産業費は73万円の増額補正となり、新規就農総合支援事業費補助金の増額となっております。

款7 土木費は568万4,000円の増額補正となり、主な内容は、神流リバーサイドロード事業に係る補償金、児玉工業団地線事業に係る物件補償金及び測量調査等業務委託料などの増額となっております。

款9 教育費は2,696万5,000円の増額補正となり、小・中学校教育振興事業に係る光熱水費、本庄上里学校給食組合運営費負担金及び体育施設管理運営事業に係る光熱水費などの増額となっております。

歳出合計につきましても、歳入と同様に、現計予算に対しまして1億1,428万4,000円を追加し、115億9,773万8,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、児玉郡市障害者基幹相談支援センター運営費負担金の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

5ページを御覧ください。

第3表地方債補正につきましては、発行可能額の決定に伴いまして、臨時財政対策債の起債限度額1億7,000万円を1億5,776万3,000円に変更を行うものでございます。

以上、令和4年度上里町一般会計補正予算（第11号）の提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明いたします。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいま提案された人事院勧告に伴う給料の改定はそのとおりだと思っておりますけれども、光熱水費ですね、ざっと合計してみましたら、児童館、保育園関係、まだ体育館とか様々な公共施設と庁舎が一番大きいんですけれども、3,719万5,000円ぐらい増額ということで、先ほど説明の中で、契約単価の変更という説明、それが全部同じなんだと思うんですけれども、一部の説明の中で、エアコンの使用料の増加という説明が加わっていましたけれども、その辺について、ちょっとお願いしたいと思えますし、年間の使用料としてどのぐらい、パーセント的には上昇しているんでしょうか。

それは、それぞれの施設によって変わってくると思えますけれども、児童館ではどのぐらいなのかとか、庁舎はどのぐらいなのか、学校関係ですね、大きいところはそこですので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

このたびの電気料の増額につきましては、受変電設備を擁した高圧での電気の供給を受けている役場庁舎を含む15施設、こちらの電力調達について、現在、東京電力エナジーパートナー、いわゆる新電力ですけれども、こちらと契約しておりますが、9月30日で2年の契約が満了となります。これにより、前回同様、入札により実施する案件でございますが、昨今の燃料価格、電力市場の価格高騰を背景にいたしまして、上里町の競争入札の参加名簿にある登録事業者、10業者ございますが、こちらについての新規、あるいは更新の受付が停止となってしまいました。これ全国的な状況でございます。

したがいまして、これについては、電気最終保障供給約款というものがございまして、ここから東京電力パワーグリッド㈱と契約を締結して電力の受給をするような状況となっております。このような状況から、電気料についてが大きく上がってしまっているという状況でございます。

続きまして、総額については、ちょっと後ほど御回答申し上げます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまのところでは内容は分かりましたが、どのぐらいのアップ率、単価にしますと、どのぐらい前の契約と変わったのか、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

電気料については、基本料金あるいは従量、使った量ですね、電気の料金、あるいは燃料調整額、省エネの発電賦課などがございます。基本料金の単価は615.06円から2,057円、1,422円でしょうか、増となっております。使用電気の従量料金の単価は14.38円から30.51円、16円ほどの増となっております。燃料調整額は月ごとの変動がございますけれども、10月分で把握しますと、6.27円から7.8円、ここは変動性でございますので、御参考までということです。省エネの発電賦課に関するものについては、3.45円の変動ということでございます。このような形で増額となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありますか。

9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 5ページの健康保険課の医療年金係の国保傷病見舞金事業、新型コロナウイルス感染症対応、18の負担金補助及び交付金、交付金として傷病見舞金が160万円不足見込みということで計上されておりますが、これは対象人数何人に対して、1人当たり幾らになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 植原議員の御質問に御説明させていただきます。

今回、補正予算といたしまして、傷病見舞金につきまして160万円ということでさせていただいておりますが、内訳といたしますと、まず、この制度としての御説明をさせていただいたと思いますが、最近の傾向といたしまして、新型コロナウイルス感染症の病状の療養期間というものが短縮されたといったところから、県内でこの傷病見舞金を導入している市町におきまして様々な動きがございまして、当町におきましては、9月までの分につきましては、その段階で療養期間というような方につきましては、お一人当たり、今までどおり20万円ということでございますが、それ以降、期間短縮等がございますので、期間がおおむね半分になっております。そういったところから、10月以降の罹患者につきましては、10万円ということで変更

させていただいております。

なお、積算の根拠といたしますと、9月末までを5人、10月以降6人という見込みで160万円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 既にある予算額が委員会で、何円で、それから今回不足分の見込みとして160万円の予算計上、補正予算が計上されているわけでありますけれども、この予算計上、補正予算を組んだことによって全体での予算額、療養期間が短くなったので、1人当たり20万から10万円ということで変更があったわけでありますけれども、トータルで何人分ぐらいを見込んでいるのか、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 植原議員の御質問に御説明させていただきます。

今年度の決算見込みとしての人数といたしましては、22名の見込みでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 同じページのところ、今の質問の下の子ども医療費支給事業、子ども医療費407万7,000円計上されていますけれども、上里町でも子ども医療費無償化が18歳までというふうな形をとっていると思うんですが、これはあくまでも一般的な病床というか、病気というか、新型コロナとは分けて考えているんだと思うんですね。

だから、新型コロナ以外の医療費というふうな理解でいいんだと思うんですけれども、いずれにしても、これは私もちょっと記憶にはないんですけれども、この子ども医療費の補正というのは余りなかったような気がするんですけれども、どういった意図でこれは補正、400万の補正組んだのか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

私が健康保険課長になってから、子ども医療費の補正は何度かちょっとやらせていただいておりますので、今回初めてではないかなと思うんですけれども、今回の補正理由の一番の要因

といたしますと、やはり新型コロナウイルス感染症の状況と子ども医療費の受給者人数が、バランスがだんだん減っているといったところから、当初予算の段階で抑制になるだろうという見込みを立てながらの当初予算を編成させていただいているといったところでございます。

今回、令和4年度の当初予算を予算対比で見ますと、現状で3.93%程度伸びるであろうという見込みであります。ただ、前年度決算比で見ますと、約1%の伸びといったところですので、おおむね毎回ちょっと私のほうで御説明させていただいております、いわゆる新型コロナ感染症の拡大に伴った医療を遠ざけている状況から、だんだんと皆さんが医療をきちんと受けていただけるようになった、その結果なのかなというふうに思っておりますが、その結果としまして、おおむね積算で見ますと、この400程度が不足するのではなかろうかということで補正予算計上させていただいているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） はい、分かりましたけれども、新型コロナウイルス感染症は発症してから2年、3年目に入って、もう3年になろうかというところまで来ています。その間、皆さん御承知のとおり、インフルエンザがほとんど発症しないと、流行しないという傾向に、今度コロナの影響を受けて感染対策を充実してきたおかげだと思うんですけれども、そういうことから考えると、いつもですと今の時期、何というの、学級閉鎖だとか、結構耳にしたというか、流行したわけですね、インフルエンザが。となると、子ども医療費というのは、どうしても補正とか、ウエートが高くなってくるなというふうに思うんですよ。今、課長が説明してくれた医療、子どもたちが医療機関にかかるのは、だんだん定着してきたというか、増えてきたと、コロナを見据えた上での、要するに医療機関を訪問というか、受診する回数が増えてきたんじゃないかということを説明もらいましたけれども、確かにそれはあろうかと思えます。

しかし、繰り返しになりますけれども、インフルエンザの流行とかが近年すごく抑えられているわけですね。そういう意味で、これは補正組むのは構わないですけれども、理由として、本当に医療費のウエートを置くのは高齢者と子どもというふうなことで私は認識しているわけですけれども、そういう意味で言うと、単純に、ここのところインフルエンザが流行しないんだからどうなのかなという、個人的にはそういうふうに思うんですけれども、その辺の感覚はどうなんでしょうかね。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

確かに昨年度の状況を見ますと、新型コロナがメインになって、インフルエンザはそれほど

流行しなかったといったようなことなのかなと思いますけれども、やはり全般的に、まずは医療自体の高度化だとか、普通に診療所に行っている方だけではないわけですね。中には入院されている子どもさんとかもいらっしゃいますし、そういった場合には、高度医療などを適用させられてしまうと、やはりどうしても単価が上がってしまう。また、当然医療にかかるということになると薬剤投与もございます。こういった意味では薬価改定等では、できるだけ下げたいような状況ですけれども、やはりなかなかそのところが必ずしも落ち切れないという現状があるのかなと思っております。

また、どうしても令和2年度の状況、3年度の状況というのが非常に極端にがんと落ちましたので、それが今徐々に回復しているという、いわゆる回復傾向の中にあるといったところから、やはり額のほうが徐々に上がってきているのかなと思います。

確かに、インフルエンザのみを見てみますと、流行に至っていないんじゃないのかというような部分はあろうかと思っておりますけれども、ただ、それだけではない、いろいろな病状をお持ちのお子さんだとか、というもいらっしゃいますので、そういった中で医療費のほうが上昇しているというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） ありがとうございます。

じゃ次に、次のページの6ページなんですけれども、先ほど同僚議員が質問した光熱費のところ、下から2番目の体育施設管理運営事業の光熱費、これが297万8,000円、恐らくこれは町民体育館を指しているんだと思うんですよね。それで比較すると、その下の公民館事業の光熱水費、これも同じ電気料金だと思うんだけど、これは、公民館は、何といたらいいの、5館あるわけだ、地区館入れて。その割には金額的に何か、体育館1つにして比較すると、ちょっとアンバランスなんじゃないかなと思うんですけれども、その辺について、詳しく説明していただけますか。

○議長（黛 浩之君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤崇議員の御質問の説明をさせていただきます。

体育施設につきましては、町民体育館と多目的スポーツホールでございます。公民館につきましては、高圧電力ということで、神保原の公民館、こちら児童館と併用になっておりますので、公民館については神保原のみの額でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 先ほどの沓澤議員の、今電力のお話もございまして、庁舎のほうの電気代の上がる幅というところでございまして、予算措置で1,332万5,000円当初組んでおります。決算見込みが先ほど申し上げた単価で上げますと、大体1,300万計上させてもらっておりますが、倍程度の額ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 戻ってしまうんですけれども、健康保険課のところの乳幼児医療費の部分なんですけれども、子ども医療費の部分なんですけれども、県のほうから2分の1ということで、対象年齢、就学前の子どもたちの部分が203万8,000円、そして補正が407万7,000円ということで、対象、この医療の伸び的には就学未満の、就学される前の小さなお子さんたちの医療費がかなり伸びているのかなと、この数字を見て思ったんですけれども、どのような、一方では、いいです、どのような具合なんでしょうか、その辺お尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 及川慶一君発言〕

○健康保険課長（及川慶一君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

予算の積算の際には、当初と若干違いまして、不足額、全体額の毎月々の中から追っていつて、伸び率等を比較して積算させていただいておりますので、ちょっと中身の詳細までは分かりかねるんですけれども、ただ、傾向的には全般的にどこのお医者さんの状況とか見ても、以前は車が止まっていなかったのが止まっているとか、後は子どもさん、小児を扱っているようなお医者さんを見ていると、やはり結構車の台数が止まっているといったところから、全般的な伸びは見込まれているのかなといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

6ページでお尋ねしたいんですけれども、本庄学校給食組合のほうの運営費負担金ということで509万9,000円、それぞれの自治体が負担をするわけでありまして、賄材料費の不足に伴うということでありました。賄材料費、いろいろなものが物価高の中で、やっぱりこういうところに来たなというふうに私も思っています。

それで、1食当たりの単価とすれば、どのぐらい差が生まれる見込みであるのか、今まで長いこと1食に対して負担は4円で推移してきたと思うんですね。今回のこの不足分を補うことによって、どのぐらいになるのかなということについてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育総務課長。

〔教育総務課長 望月 誠君発言〕

○教育総務課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

本庄上里学校給食組合運営費の負担金の御質問でございますけれども、今回の負担金の増額の内訳としましては、賄材料費だけではなくて、光熱水費であったり、燃料費であったり、そういったものも含まれております。その中で、賄材料費は総額で489万2,309円、今後足りないんじゃないかということで計算をしているわけなんですけれども、これを、3分の2を本庄市と上里町で負担をして、3分の1は組合のほうで負担するというので、今回3分の2、上里町にお願いしたいという内容でございます。

議員御質問の1食当たりの単価については、すみません、計算されておきませんので、お答えすることはできません。申し訳ございません。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） やはり私も、光熱費ももちろんそれぞれの自治体の負担によって賄っている学校給食組合ですので、それも含まれていますよということは了解しました。

賄材料費がその中で489万円少し不足すると、そういうことが試算されているわけですので、やはり1食に対しての賄材料費計算をして出てくると思うんですよ。今までも大体1食単価が幾らで、公費負担がそのうちの4円ですというふうに具体的に決まってやっていたわけですから、今すぐに課長が計算することは不可能だと思います。学校給食組合のほうでは、それを踏まえて算出していると思いますので、後で是非調べて報告していただければとありがたいんですが。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第71号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第11号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分とします。

午後0時18分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第23 町長提出議案第72号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第23、町長提出議案第72号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） では、御提案申し上げました議案第72号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,247万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,235万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4 県支出金は6,208万4,000円の増額補正で、歳出の保険給付費の増額により、県補助金を増額補正するものでございます。

款6 繰入金は61万7,000円の増額補正で、歳出の総務費及び保健事業費の増額により、職員給与費等繰入金を増額補正するものでございます。

款7 繰越金は1,977万4,000円の増額補正で、歳出の諸支出金の増額により、前年度繰越金を増額補正するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対して8,247万5,000円を追加し、32億1,235万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費は50万7,000円の増額補正で、会計年度任用職員に関連する総務管理費の増額によるものでございます。

款2 保険給付費は6,208万4,000円の増額補正で、国保一般被保険者の療養給付費や傷病手当金の支出見込みに伴う増額によるものでございます。

款5 保健事業費は11万円の増額補正で、会計年度任用職員に関連する特定健康診査等事業費の増額によるものでございます。

款7 諸支出金は1,977万4,000円の増額補正で、年度間精算に伴う保険給付費等交付金償還金及び国庫支出金償還金の増額によるものでございます。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し8,247万5,000円を追加し、32億1,235万7,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第72号 令和4年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 町長提出議案第73号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第

2号) について

○議長（黛 浩之君） 日程第24、町長提出議案第73号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） では、御提案申し上げました議案第73号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ422万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,500万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款2国庫支出金は75万円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款3支払基金交付金は87万3,000円の増額補正で、地域支援事業支援交付金の増額となっております。

款4県支出金は44万6,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款5繰入金は106万8,000円の増額補正で、地域支援事業繰入金及びその他一般会計繰入金の増額となっております。

款6繰越金は108万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして422万1,000円を追加し、21億9,500万円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は62万2,000円の増額補正で、職員及び会計年度任用職員に係る給与費の増額となっております。

款4地域支援事業費は345万1,000円の増額補正で、高齢者等配食見守りサービス事業に係る手数料の増額となっております。

款5諸支出金は14万8,000円の増額補正で、介護保険料還付金の増額となっております。

歳出合計は歳入同様、現計予算に対しまして422万1,000円を追加し、21億9,500万円とする

ものでございます。

以上、令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由説明といたします。
慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、1点質問させていただきます。

8ページなんですけれども、今回補正の大きなところは、介護予防生活支援サービス事業ということで、地域支援事業が多分伸びているということなんだと思います。

それで、この地域支援事業の中でもいろいろな項目があると思いますので、主にどういった利用が増えているのか、その理由というんでしょうか、例えば認定者そのものが増えてきているとか、1人当たりの利用料が増えているとかあると思いますので、その辺お願いしたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

今回の地域支援事業費の増額の主な要因でございますが、介護予防生活支援サービス事業費における介護予防生活支援サービス事業費、この負担金の部分になります。こちらの中で今回の増額補正をさせていただきましたのが、介護予防通所介護サービス給付費の部分になります。こちらはいわゆるデイ・サービスに係る費用となります。ここにおきましては、要支援1、2の方の総合事業での実施する部分の給付費となるところでございます。

コロナが始まりました令和2年には、令和元年の通所の実績より、約年間で200件ほどの減少となりまして、給付のほうも下がって、約、総額ですが、300万ほど下がってきている状況がありました。

ただ、コロナ禍の中の感染対策をしながら、必要なデイに行き、自立のため自宅で生活をするとところの中、利用が回復してきていて、令和3年におきましては、約100件ほどの復活利用の増額となっております。

ここに来まして、この予算の積算の中では、一月当たり128人、当初は、失礼しました。当初は一月当たり117人を見込んで予算を計上したところではございますが、今の実績から勘案しますと、一月当たり128人ということで、約10人程度の月当たりの利用者増が見込めておる

ところでございます。

あと、認定者につきましても、令和2年の実績におきますと、要支援1が112人、要支援2が115人、令和3年におきましては、要支援1が134人、要支援2が123人ということで、認定者についても増加傾向となっております。実績を踏まえた中、必要な費用ということで323万7,000円ということでの補正を計上させていただきました。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第73号 令和4年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 町長提出議案第74号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（黛 浩之君） 日程第25、町長提出議案第74号 令和4年度上里町水道事業会計補正
予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申しあげました議案第74号 令和4年度上里町水道事業会計
補正予算（第4号）について御説明いたします。

上里町水道事業会計補正予算書の最初のページを御覧ください。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第2条、令和4年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとお
り補正するものでございます。

今回の補正につきましては、電力受給契約が終了し、新たな契約が最終保障供給契約での電力供給になることから大幅に電気料が増額となり、動力費に不足が生じるため増額補正を行うものでございます。

支出予算につきましては、第1款事業費を既決予定額に対しまして2,109万3,000円増額し、5億1,188万円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

以上、令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第74号 令和4年度上里町水道事業会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町長より発言の許可を求められております。町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。本定例会に提出しました条例をはじめとした関係議案、一般会計補正予算、特別会計補正予算につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策では、全国的に感染者が再び増加している中、引き続き町民の安心・安全を第一に、感染拡大の防止に努めてまいりますので、御理解・御協力のほどお願い

いたします。

これから年末を控え、ますます寒さも厳しくなりますが、健康管理に十分注意していただき、引き続き町政の発展・推進につきまして、格段の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時45分散会